日調連発第３０７号
令和５年１月１１日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の支援措置等に関するリーフレットについて（依頼）

この度、財務省から法務省民事局民事第二課を通じて、中小事業者を対象としたインボイス制度に関する負担軽減措置等について取りまとめた別添のリーフレットについて、土地家屋調査士会及び会員への周知依頼がありましたので、その旨対応いただきますようお願いします。

事務負担軽減？
補助金も？

インボイス制度、支援措置があるって本当!?

税負担軽減？



本当です！ そのための税制改正（案）が閣議決定されています。
また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

免税事業者から課税事業者になる方へ

- 納税額が売上税額の2割に軽減？
- インボイスの登録で補助金が50万円上乗せ？
- 登録申請、4月以降でも大丈夫？

既に課税事業者の方も

- 会計ソフトに補助金？
- 少額取引はインボイス不要って？
- 少額な値引き・返品は対応不要？

小規模事業者向け　納税額が売上税額の2割に軽減？

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、**売上税額の2割を納税額とする**ことができます！

対象になる方　免税事業者からインボイス発行事業者になった方（2年前（基準期間）の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方）

対象となる期間　令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

売上・収入を把握するだけで申告でき、経費等の集計は不要！
事前の届出も不要！

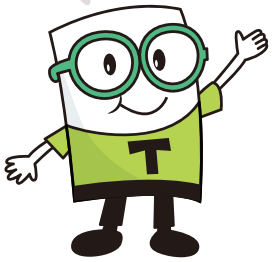

事例　売上700万円（税額70万円）※サービス業
経費150万円（税額15万円）

実額計算の場合▶
70万円 － 15万円 ＝ 55万円

簡易課税の場合▶
70万円 － 35万円※ ＝ 35万円
※70万円×50%（サービス業のみなし仕入率）

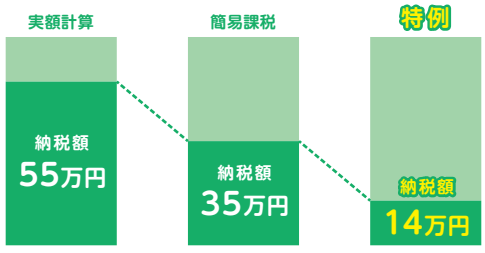

特例の場合▶ **70万円 × 2割 ＝ 14万円**

消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる**売上・収入を税率毎（8%・10%）に把握するだけ**で、**簡単に申告書が作成**できるようになります！
また、**事前の届出も不要**で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です！

補助金の拡充や事務負担の軽減措置は裏面へ

財務省
Ministry of Finance, JAPAN

小規模事業者向け　インボイスの登録で補助金が50万円上乗せ?

持続化補助金について、**免税事業者がインボイス発行事業者に登録**した場合、
補助上限額が一律50万円加算されます!



対 象　小規模事業者

補助上限　50～200万円(補助率2/3以内)※一部の類型は3/4以内

▶**100～250万円(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)**

補助対象　税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等

中小事業者向け　会計ソフトに補助金?

IT導入補助金(デジタル化基盤導入類型)について、**安価な会計ソフトも対象**となるよう、**補助下限額が撤廃**されました!

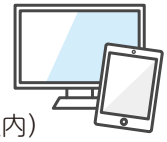

対 象　中小企業・小規模事業者等

補助額　**ITツール**　～50万円(補助率3/4以内)、50～350万円(補助率2/3以内)　※下限額を撤廃

PC・タブレット等　～10万円(補助率1/2以内)　**レジ・券売機等**　～20万円(補助率1/2以内)

補助対象　ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等

中小事業者向け　少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、**インボイスの保存がなくても**帳簿の保存のみで
仕入税額控除ができるようになります!

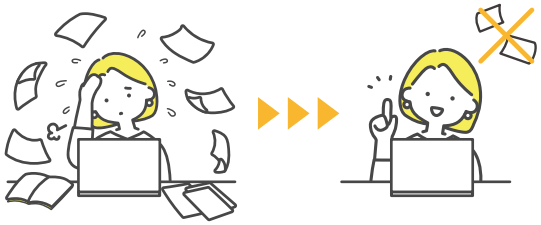

対象になる方　2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下
または1年前の上半期(個人は1～6月)の
課税売上が5千万円以下の方

対象となる期間　令和5年10月1日～令和11年9月30日

すべての方が対象　少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、**返還インボイスを交付する必要がなくなります!**
振込手数料分を値引処理する場合も対象です!



対象になる方　すべての方

対象となる期間　適用期限はありません。

すべての方が対象　登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です!4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

詳しくはこちらまで

税制改正案の内容　持続化補助金　IT導入補助金　インボイス制度特設サイト

その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで

0120-205-553　フリーダイヤル(無料)

受付時間　9:00から17:00(土日祝除く)

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

免税事業者のみなさまへ

令和5年10月1日から

インボイス制度が始まります！



現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、
インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください

～ A社さんのケース ～



A社さん、インボイス制度のこと検討してます？
お互いに関係があるみたいなんですよー

インボイス制度ですか・・・？



町の雑貨屋
（課税事業者）

インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは・・・

- 買手は、**仕入税額控除**の適用のために、原則として売手から交付を受けた**インボイス**（適格請求書）**を保存する必要**があります
- 売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の**登録を受ける**必要があり、登録を受けると、**課税事業者**として**消費税の申告が必要**となります

売　手
（インボイス発行事業者）



買　手
（課税事業者）

A社さんの疑問

疑問1 **仕入税額控除**ってなに？

疑問2 当社が**登録しないと**
どうなるんだろう・・・
B社さんにどんな関係が・・・？

疑問3 申告って、**どう計算**するの？
課税事業者は、**売上げの10%を納税**しなきゃいけないの？

疑問4 **登録を受けるかどうか**って、どう判断したらいいの？

疑問5 **インボイス**って
どう作ればいいの？



疑問 1　仕入税額控除ってなに？



納付する消費税額の計算方法

売上げの消費税額（売上税額）　－（マイナス）　**仕入れや経費の消費税額**（仕入税額）　＝　納付する税額（納付税額）

差し引く計算が **仕入税額控除** → 仕入税額控除には **インボイスの保存** が**必要** → **インボイスがなければ 仕入税額控除できない**※

※　一定期間、経過措置が設けられています

～　ぬいぐるみ取引の流れ（イメージ）　～

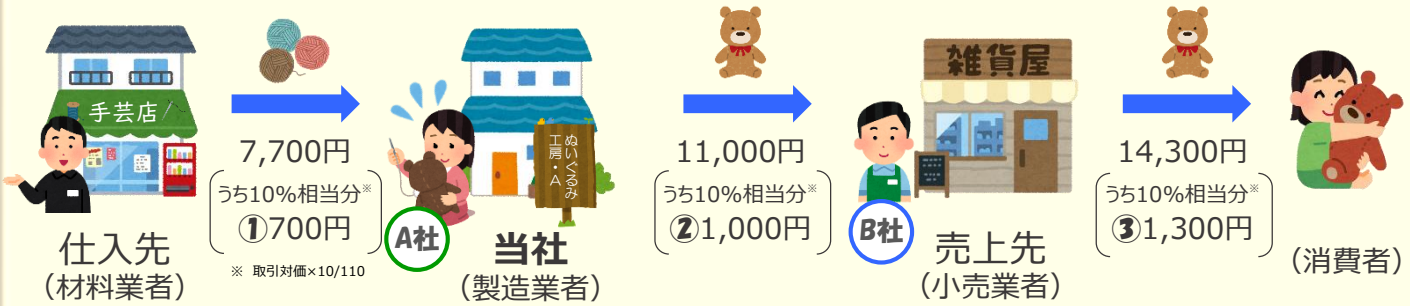

疑問 2

当社が**登録しないと**
どうなるんだろう・・・



登録をしないと、
売上先（B社）にインボイスを交付できない
そして、売上先（B社）は、**インボイスがなければ仕入税額控除ができない**
ということは…



③		②		B社
1,300円	－	**0円**	＝	**1,300円**
売上税額		**仕入税額**		**納付税額**

1,000円の控除不可

インボイスがあれば300円

ポイント

当社（売手）がインボイスを交付した場合と比べ、**売上先（買手）の納付税額が大きく**計算されます※

※　一定期間、経過措置が設けられています

仕入税額控除に関する経過措置
（インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて）
制度開始後**６年間**は、仕入税額の**一定割合を控除できます**（請求書の保存など、要件があります）
※ 一定割合 ⇒【令和５年10月～令和８年９月】80%
【令和８年10月～令和11年９月】50%

疑問 3

申告って、**どう計算**するの？
売上げの10%を納税
しなきゃいけないの？



課税事業者になったとしても、**インボイスを保存**し、**仕入税額控除を行えば**…



②		①		A社
1,000円	－	**700円**	＝	**300円**
売上税額		**仕入税額**		**納付税額**

控除可能

ポイント

納付税額は、売上げの10%**ではなく**、**仕入税額控除後の金額**です※

※　帳簿とインボイスの保存が必要です

＋

一定の場合、**簡易課税制度**を適用することができます

☞３ページへ

簡易課税制度を選択した場合の計算方法

インボイスは保存不要

売上げの消費税額　－（マイナス）　**仕入れや経費の消費税額**　＝　納付する税額

売上税額が分かれば納付税額の計算が可能

売上げの消費税額　×　みなし仕入率

2ページの例だと…



ステップ１

1,000円（売上税額）　**×70%**（みなし仕入率）　＝　**700円**（仕入税額）

ステップ２

1,000円（売上税額）　**－700円**（仕入税額）＝　300円（納付税額）

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	９０％
第二種	小売業、農林漁業（飲食料品）	８０％
第三種	製造業、農林漁業（飲食料品除く）等	７０％
第四種	その他事業（飲食店業等）	６０％
第五種	サービス業等	５０％
第六種	不動産業	４０％

ポイント

簡易課税制度では、**事務負担の軽減**※を図ることができます

※　消費税の申告に際して、**仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は不要**です

（注）簡易課税制度の適用には、届出と基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です
その他の留意点など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

疑問 4　登録を受けるかどうかって、どう判断したらいいの？

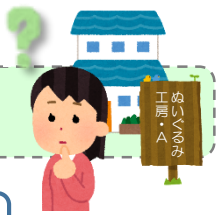

売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- **課税事業者**である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが**必要**です
- 課税事業者であっても**簡易課税制度を選択**している売上先は、インボイスが**不要**です
- **消費者、免税事業者**である売上先は、インボイスが**不要**です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません
  なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます（経過措置終了後は控除できません）
- 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と取引条件の見直しを相談するなども検討しましょう
  また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます

◆ **登録を受けるかどうかは事業者の任意です**

参考

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方については、関係省庁連名で、令和４年１月19日付「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するＱ＆Ａ」（財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省）が公表されていますので、参考にしてください

インボイス発行事業者となる場合…

疑問 5

インボイスって、
どう作ればいいの？



ポイント

「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、**現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージ**です

※　**下線部**は、特に注意する項目です
※　登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

～　請求書の対応例　～

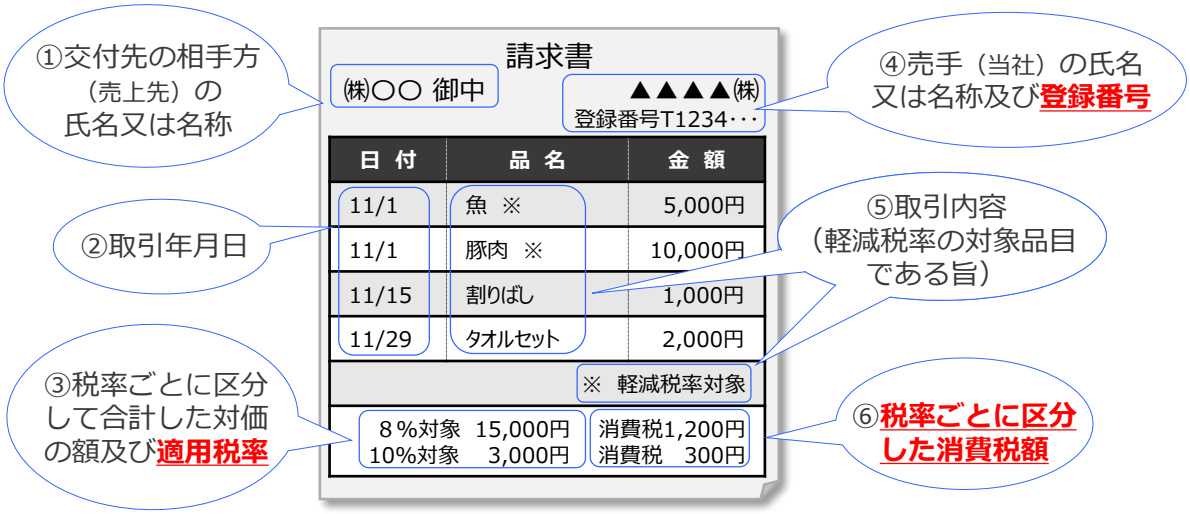

- 様式の定めはなく、また手書きであっても、**上記（①から⑥）の記載事項を満たしたもの**であれば**インボイスになります**（請求書に限られません）
- 現在売上先に交付している**全ての書類をインボイスに対応する必要はありません**
  どの書類を**インボイスとするか**、売上先とも相談しながら**準備を進めましょう**
- **売上先**が**「仕入明細書」**などの形で**作成する書類も該当**します

登録手続

インボイス発行事業者の登録を受ける場合は、**登録申請書の提出が必要です。**
登録申請手続については、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

◆個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます
◆詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください
※　e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書（マイナンバーカード等）が必要です

申請手続

もっと詳しく

国税局・税務署主催説明会の開催

国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています
日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください

説明会

国税庁ホームページ　インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、申請手続に関することやQ&Aなどを掲載しています

特設サイト

インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています
【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】９：00～17：00（土日祝除く）

令和４年２月
（令和４年12月改訂）